

秘密保持契約書

_____（以下「甲」という。）と柳川中小企業診断士事務所（以下「乙」という。）は、経営診断業務において（以下「本目的」という。）、甲より提供される経営に関する情報の取扱いについて、以下の通り秘密保持契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（秘密情報）

本契約において、秘密情報とは、甲が乙に対して、本目的のために開示の方法及び媒体を問わず、秘密情報である旨を明示して開示した一切の情報をいう。ただし、以下のいずれかに該当する情報は秘密情報には含まれない。

- ①開示された時点において、既に公知であった情報
- ②開示された後に受領当事者の責任によらないで公知になった情報
- ③開示された時点において、受領当事者が既に了知していた情報
- ④正当な権限を有する第三者から、受領当事者が秘密保持義務を負うことなく、適正に取得した情報

第2条（秘密保持）

乙は、秘密情報について秘密を保持するものとし、甲の事前の書面による承諾なしに第三者に対して秘密情報を開示または漏洩してはならない。

2. 乙は、前項の規定に基づき第三者に対し秘密情報の開示をする場合は、本契約に定める秘密保持義務と同等の秘密保持義務を当該第三者に課して、その義務を遵守させるものとし、当該第三者においてその義務違反があった場合には、乙による違反として、甲に対して責任を負う。

3. 第1項の規定にかかわらず、乙は、法令または裁判所、監督官庁、その他乙を規制する権限を有する公的機関の裁判、規則もしくは命令にしたがい必要な範囲において秘密情報を開示することができる。但し、乙は、かかる開示を行った場合は、その旨を直ちに甲に対して通知する。

第3条（目的外使用の禁止）

乙は、甲から開示された秘密情報を、本目的以外のために使用してはならない。

第4条（返還または破棄）

乙は、本契約が終了した場合または甲の請求がある場合は、複製を含む秘密情報を構成する一切の資料を直ちに甲に返還し、返還が困難な場合は直ちに破棄する。

第5条（責任及び損害賠償）

本契約に違反した当事者は、相手方が必要と認める措置を直ちに講ずると共に、相手方に生じた損害を賠償しなければならない。

第6条（合意管轄）

本契約に関する一切の紛争は、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第7条（有効期間）

本契約は、本契約締結日から1年間有効とし、その後は、期間満了1ヶ月前までに、甲または乙から相手方に通知がない限り、1年毎の期間について自動更新される。

2. 第2条（秘密保持）、第4条（返還または破棄）、第5条（責任及び損害賠償）、第6条（合意管轄）の規定は、本契約終了後も有効に存続する。

第8条（協議事項）

本契約に定めのない事項、または本契約の解釈について疑義を生じた時は、甲乙誠実に協議のうえ解決する。

本契約の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

年 月 日

（甲）

（乙）柳川中小企業診断士事務所

柳川 十糸久 印